

# 獣害防護柵設置事業補助金についてのお知らせ

シカやイノシシによる獣害は、毎年村内で多く発生しています。大切に育てた作物を荒らさせないためには、まず農地をしっかり守る必要があります。

今年も、獣害防止柵設置にかかる補助金を次のとおり予定しています。防護柵を設置される前に申請してください。

事業区分	獣害防護柵設置事業
交付対象者	獣害防護柵を設置する <u>3戸以上</u> の農家とします。 ただし、農地の条件等によりやむ得ない場合は別に定めます。
事業規模	設置距離は、 <u>新規で200m以上</u> とします。 ただし、延長の場合は、100m以上とします。
対象となる柵の種類	トタン、ワイヤメッシュ、電気柵、ネット
事業費の負担区分	実施者30%・村50% 農業共済20% <u>(水稻共済に加入することが条件)</u> * 1
補助金の支払い方法と支払時期	1. 補助金の計算方法 実支出額 <u>(領収書又は請求書を添付)</u> と標準経費 (標準事業費×距離) の比較により、メーターあたりの単価が少ない方を補助金対象事業費とします。 2. 標準事業費 1) トタン 500円/m 2) ワイヤメッシュ 500円/m 3) 電気柵 250円/m 4) ネット 200円/m 3. 支払時期 1) 村補助分 随時 2) 農業共済分 年度末 (農業共済助成金入金後)
申込期限	7月末
諸条件	○再設置は、5カ年を経過したものとします。 ●補助金の支払いは、1円単位を切り捨てます。 ○交付対象者という農地の条件等によりやむを得ない場合とは、次のとおりです。 1) 農地の団地が、1戸又は2戸の所有(耕作)者が管理しており、他の団地との共同設置が困難な場合 2) 延長の場合は、延長区域を含めた全区域の受益が3戸以上になること ●実施者は既存防護柵との連携、広範囲での共同実施により、効率的で効果的な事業の実施に努めてください。 * 1 農業共済分については、 <u>未加入農家を含まず3戸以上でない場合、その他団地全てが交付対象になりません。</u>

※詳細については、役場産業建設課 (☎ 79-2111) へお問い合わせください。